

ケアハウス 松森の郷

令和2年度分利用料金表

- この料金表は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に適用する料金です。
- 利用料には、(1)「サービスの提供に要する費用(事務費)」・(2)「生活費」・(3)「居住に要する費用(管理費)」があります。
- 1ヶ月の基本利用料は、上記(1)・(2)・(3)の合計金額になります。
- 毎年11月から翌年の3月までは、冬季加算額として「暖房費」を併せて納入して頂きます。

月額料金表(30名併設)

令和元年10月1日改正

	対象収入による階層区分	事務費 (1)	生活費 (2)	管理費 (3)	計 (1)+(2)+(3)	冬季加算 11月~3月
1	1,500,000円以下	10,000円	一律 46,940円	一律 33,800円	90,740円	一律 5,410円
2	1,500,001円~1,600,000円	13,100円			93,840円	
3	1,600,001円~1,700,000円	16,200円			96,940円	
4	1,700,001円~1,800,000円	19,200円			99,940円	
5	1,800,001円~1,900,000円	22,300円			103,040円	
6	1,900,001円~2,000,000円	25,300円			106,040円	
7	2,000,001円~2,100,000円	30,300円			111,040円	
8	2,100,001円~2,200,000円	35,500円			116,240円	
9	2,200,001円~2,300,000円	40,500円			121,240円	
10	2,300,001円~2,400,000円	45,600円			126,340円	
11	2,400,001円~2,500,000円	50,700円			131,440円	
12	2,500,001円~2,600,000円	57,800円			138,540円	
13	2,600,001円以上	64,600円			145,340円	

- (注) 1.自室で使用する電気、水道、電話等の費用は自己負担となります。
- 2.(1)「サービス提供に要する費用(事務費)」は、対象収入に応じて納入額が変わります。
- 3.「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものは除く)から、租税、社会保険料、医療費等を控除した後の収入をいいます。
- 4.上記の利用料のうち、「サービスの提供に要する費用(事務費)」、「生活費」、「冬季加算額(暖房費)」は仙台市の定められた額を基準としており、仙台市の基準が改定された場合は納入額が変更されますので、ご承知おき下さい。(令和元年10月1日改正施行により算定)
- 5.夫婦部屋の場合、合計額の2分の1が150万円以下の場合は上記額からそれぞれ30%減額となります。(1階層10,000円から7,000円の徴収となります。)